

国保 年金



高額療養費や出産育児一時金

市が医療機関へ 直接支払います

国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

高額医療費貸付制度

対象＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

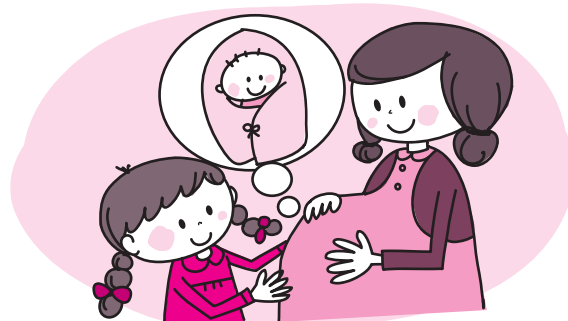
貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%まで・無利息

貸付期間＝高額療養費が支給される日まで

申請の流れ＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を持って、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課で手続きを。市は貸付金を申請者の委任に基づき医療機関などへ直接支払います(医療費を医療機関などへ全額支払い済みの場合は申請者へ)。貸付金は高額療養費支給額からの充当によって清算

出産育児一時金直接支払制度

出産を取り扱う医療機関と国民健康保険被保険者が契約を結ぶことで、出産育児一時金が医療機関へ直接支払われる制度です。出産費用の支払いに、出産育児一時金を充てることにより、医療機関への支払いは掛かった費用から最大42万



円を差し引いた額になります。

対象＝市から出産育児一時金の支給を受ける資格のある人

申請の流れ＝医療機関などの窓口で被保険者証を提示し代理契約を締結してください(手続きは医療機関などに問い合わせてください)

出産費用が42万円未満の場合は、差額分を市に申請して支給を受けることになります。母子健康保健手帳・保険証・印鑑・医療機関から交付された費用の内訳が記載された領収明細書の写し・世帯主の口座番号が分かるものを持って、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課で手続きを。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に産出する場合は、加入していた保険から支給されますので、加入していた保険組合などに確認してください。

*出産育児一時金直接支払制度を利用しない場合は、従来の出産費貸付制度を利用することができます。くわしくは保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課に問い合わせてください。

国民年金のサポート

老後だけではありません

老後だけでなく、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害基礎年金についてお届けします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60歳以上65歳未満の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するためには、①障がいの重さが基準以上②一定の保険料を納付済み(初診日が20歳前のときは除く)という条件を満たす必要があります。

保険料納付条件

次のいずれかを満たす必要があります。

- ①初診日の前々月までの被保険者期間のうち納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- ②初診日が平成28年3月末までのときは、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金、共済組合加入中の場合は障害共済年金の対象になりますので、それぞれ年金ダイヤル、各共済組合に問い合わせてください。

問い合わせ先

国民年金加入中の初診日	第1号	市保険年金課 ☎ 20-1547
	第3号	年金ダイヤル(全国共通) ☎ 0570-05-1165
厚生年金加入中の初診日		年金ダイヤル(全国共通) ☎ 0570-05-1165
共済年金加入中の初診日		各共済組合

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。